

5 酒 税 率 一 覽 表

(平成10年10月1日～)

種 類	アルコール分等	1 ㎏ 当 た り 税 金
清 酒	15度以上16度未満	140,500円
	16度以上	15度を超える1度ごとに9,370円加算
	8度以上15度未満	15度を下る1度ごとに9,370円減算
	8度未満	74,910円
合 成 清 酒	15度以上16度未満	79,300円
	16度以上	15度を超える1度ごとに5,290円加算
	8度以上15度未満	15度を下る1度ごとに5,290円減算
	8度未満	42,270円
し ょ う ち ゅ う 類	25度以上26度未満	248,100円
	26度以上	25度を超える1度ごとに9,924円加算
	21度以上25度未満	25度を下る1度ごとに9,924円減算
	21度未満	198,480円
し ょ う ち ゅ う 類	25度以上26度未満	199,400円
	26度以上31度未満	25度を超える1度ごとに8,820円加算
	31度以上	243,500円に30度を超える1度ごとに11,580円加算
	21度以上25度未満	199,400円から25度を下る1度ごとに8,820円減算
21度未満	155,300円	
み り ん 類	13.5度以上14.5度未満	21,600円
	14.5度以上	13.5度を超える1度ごとに1,600円加算
	8度以上13.5度未満	13.5度を下る1度ごとに1,600円減算
	8度未満	12,000円
ビ ー ル 類		222,000円
		56,500円
		98,600円
		12度を超える1度ごとに8,220円加算
果 実 酒 類	13度未満	409,000円
	13度以上	37度を超える1度ごとに10,225円加算
	38度以上40度未満	40度を下る1度ごとに10,225円減算
	38度未満	378,325円
ウ イ ス キ ー 類	40度以上41度未満	409,000円
	41度以上	40度を超える1度ごとに10,225円加算
	38度以上40度未満	40度を下る1度ごとに10,225円減算
	38度未満	378,325円
ス ピ リ ッ ツ 類	38度未満	367,188円
	38度以上	37度を超える1度ごとに9,924円加算
	13度未満	119,088円
	13度以上	12度を超える1度ごとに9,924円加算

種 類	アルコール分等	1 ㎏ 当 た り 税 金
発 泡 酒 類	麦芽の使用割合50%以上	222,000円
	麦芽の使用割合25%以上50%未満	152,700円
	その他のもの	105,000円
		320,500円
そ の 他 の 雑 酒	その性状	21,600円
	13.5度以上14.5度未満	13.5度を超える1度ごとに1,600円加算
	14.5度以上	13.5度を下る1度ごとに1,600円減算
	8度以上13.5度未満	12,000円
8度未満	98,600円	
そ の 他 の 雑 酒	13度未満	98,600円
	13度以上	12度を超える1度ごとに8,220円加算

(注) 但し、次の表に掲げる酒類で、アルコール分が3度未満(リキュール類は12度未満)のものに対する1㎏当たりの税率は、同表の区分に従い、次の算式により計算した金額である。

酒 種 類	品 目	基 準	基 準 率
し ょ う ち ゅ う 類	しょうちゅう甲類	25度	248,100円
	しょうちゅう乙類	25	199,400円
果 実 酒 類	果実酒	12	56,500円
	甘味果実酒	12	98,600円
ウ イ ス キ ー 類		40	409,000円
ス ピ リ ッ ツ 類	スピリッツ	37	367,188円
リ キ ュ ー ル 類		12	119,088円
雑 酒	その他の雑酒(その他のもの)	12	98,600円

※印を付した果実酒類及び雑酒(その他の雑酒(その他のもの))は発泡性を有するものに限る。

(算式) 当該酒類に 対する税率 =  $\frac{\text{当該酒類の基準税率}}{\text{当該酒類の基準アルコール分}} \times (\text{8度未満の場合には8度})$

※ しょうちゅう乙類の平成12年10月以降の税率

種類	アルコール分等	1kl当たり税金
し 乙 よ う ち ゆ う 類	25度以上26度未満	248,100円
	26度以上	248,100円に25度を超える1度ごとに9,924円加算
	25度未満21度以上	248,100円から25度を下る1度ごとに9,924円減算
	21度未満	198,480円

※ アルコール分が13度未満のものに対する1kl当たりの税率

種類	品目	基準アルコール分	基準税率
しょうちゅう	しょうちゅう乙類	25度	248,100円

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

区 分		容 量	アルコール分	代表的な 小売価格 ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 ②+③/①+③
種 類 等							
		mℓ	%	円	円	円	%
清酒(旧1級クラス)		1,800	15.0	1,835	252.90	91.75	17.9
しょうちゅう	甲 類	1,800	25.0	1,370	446.58	68.50	35.8
	乙 類	1,800	25.0	1,476	358.92	73.80	27.9
ビ ー ル		633	5.0	321	140.52	16.05	46.5
ウ イ ス キ ー		700	40.0	1,510	286.30	75.50	22.8
発 泡 酒		350	5.5	145	36.75	7.25	28.9

(注) 1 「代表的な小売価格」は、平成11年10月現在のメーカー希望小売価格（消費税抜き）を掲げた。

2 ビールの「代表的な小売価格」は、容器保証金（5円）込みの価格である。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位：%)

種 類 等	年 度												
	昭 25	35	40	45	50	55	平 元	2	4	6	7	8	9 (現 行)
清酒(旧1級クラス) (1.8ℓ)	77.1	58.5	38.6	35.3	27.1	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	16.3	17.9
しょうちゅう甲類(25度) (1.8ℓ)	69.7	37.0	25.4	19.9	13.3	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	25.5	31.7
ビ ー ル (大びん)	77.4	56.1	50.1	47.9	42.1	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	45.5	46.5
ウ イ ス キ ー	64.0	52.7	45.1	46.2	40.6	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	39.5	27.6

(注) 1 平成元年度以降の酒税等負担率は、消費税を含む。

2 ウイスキーについては、平成6年度まではアルコール分「43度」、7年度以降については「40度」で、酒税等の負担率を計算した。